

## 【キャラバン懇談事項】

2018年5月10日

### 懇談事項

#### 1. 新しい国保制度がスタートしました。「払える保険税」となるように保険税額を引下げてください。子どもの均等割負担を軽減してください。

国保法の第1条には「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、同第4条で「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるようにつとめる」と国の義務を明記しています。

新しい国保制度の運用にあたっては、高すぎる保険税を緩和するよう努力してください。一般会計からの繰入を機械的に削減することのないように、今後も継続してください。健全な国保運営が確保できるよう、国の負担割合を1984年当時の45%の水準に引上げるように、国に強く要請してください。

生活が困窮し病気の治療が中断することのないように保険税や医療費負担の減免制度を拡充してください。滞納があっても住民に寄り添い生活再建を支援し、納税者となるまで援助を行なってください。

子どもの保険税均等割負担は行なわないでください。

子ども医療費助成制度を拡充してください。

#### 2. 必要な介護サービスを誰もが受けられるよう、自治体が責任をもって介護サービスの供給体制と人材の確保、財政支援をおこなってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

介護労働者の人材不足による介護事業運営に困難をきたさないよう、介護労働者の確保・定着率向上のため、県との連携や独自施策などにより対策を講じてください。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

#### 3. 障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

障害者の暮らしの場の保障へ、障害者支援計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。

入所支援施設（ロングショートにならないショートステイも含め）及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。

登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護している状態）（90歳の親が60歳の障害者を介護している状態）、あるいは共倒れ状態など家庭の孤立化を予防するために、実態の把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討・実行してください。

#### **4. 待機児童の解消のため、公立保育所・認可保育所を増設し、処遇改善を行なって保育士を確保してください。**

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめるべきだと考えますが、待機児童の実態とともにその解消に向けた施策を教えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の独自の努力で、保育所職員全員へ給与補助しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士確保対策を行なってください。

学童保育指導員の処遇を抜本的に改善し、指導員を確保してください。

#### **5. 生活に困窮する住民がためらいなく生活保護が利用できるようにしてください。ケースワーカーを増員してください。**

生活保護は、生存権を保障した憲法25条の理念に基づく生活保護法による制度であることを明記したパンフレット（例、生活保護利用のしおりなど）を作成してください。生活保護の利用をためらうことでいのちに関わる事件が起こらないように、パンフレットや申請書は自治体や公民館、地域の病院などの窓口においてください。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。

以上